

(介護予防)訪問リハビリテーション運営規程

第1条 事業の目的

公益社団法人信和会が開設する東山診療所(以下「事業者」という)の行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション」という)は、要介護状態または要支援状態となった利用者が全人的復権を理念として、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、単なる機能回復訓練のみならず潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものであり、自立した生活への支援を通じて、利用者の生活機能の改善と悪化の防止又は尊厳ある自己実現に寄与することを目的とする。

第2条 運営方針

- 1 利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態に陥ることなく自立した日常生活を営むことできるよう支援すること並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、医師の指示及び当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画」という)に基づき行う。
- 2 利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導または説明を行う。
- 3 常に利用者の病状、心身状況、希望およびその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切なサービスを提供する。
- 4 提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービス実施状況及びその評価について速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。
- 6 訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
- 7 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 8 訪問リハビリテーション計画実施状況の把握(モニタリング)を行い、居宅介護支援事業所等に報告する。またモニタリングの結果を踏まえ計画の変更・修正を行う。
- 9 サービス提供終了の際には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師又は情報提供を受けた場合の主治医・居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。

第3条 事業所の名称等

- 1 名称 公益社団法人信和会 東山診療所
- 2 所在地 京都市東山区今熊野宝蔵町 43

第4条 職員の職種、職員数、及び職務内容

- 1 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 理学療法士 1名(常勤、非専従)
医師と連携し前号の訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法その他、必要なリハビリテーションを行う。
- 3 作業療法士 1名(常勤、非専従)
医師と連携し前号の訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して作業療法その他、必要なリハビリテーションを行う。

第5条 営業日・営業時間

- 1 営業日 月、水、金曜日とする。ただし国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間
月、水、金 午前8時30分から午後5時まで

第6条 通常の事業の実施範囲

通常の事業の実施地域は京都市四条通以南の東山区とする。

第7条 訪問リハビリテーションの内容

- 1 居宅サービス計画に基づいた訪問リハビリテーション計画の作成
- 2 心身機能・身体構造の評価と維持・向上を目的としたリハビリテーション
- 3 生活機能評価と維持・拡大を目的としたリハビリテーション
- 4 精神的支援
- 5 住宅改修相談と環境調整
- 6 自助具・補装具・福祉用具導入の検討及び操作法の指導とその練習
- 7 自己実現と社会参加への援助
- 8 家族・介護者・サービス担当者へのリハビリテーションの観点での指導・教育
- 9 他職種との連携
- 10 モニタリングと訪問リハビリテーション計画変更、修正

第8条 利用料及び支払い方法

- 1 利用料の額は重要事項説明書に記載するものとし、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じた割合の額とする。法定代理受領を受けられず償還払いとなる場合には10割の額となり、その際事業者はサービス提供証明書を発行する。
- 2 その他、事業者は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとする。
 - イ. 個別希望に応じ提供するサービスに係る訓練・作業材料費、外出訓練時の利用者の交通費
 - ロ. 第6条に定める通常の実施地域を越えて行う場合の交通費の実費
 - ハ. 当日利用者の都合で利用を中止した場合のキャンセル料
- 3 事業者が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合、利用者等に対して説明を行い、同意を受けるものとする。
- 4 利用者からの支払方法は別途定めるとおりとする。事業者は、利用料の支払いを受けた際は、費用の明細を記載した領収書を交付する。

第9条 サービス利用上の留意事項

- 1 利用者の病状や心身の状況等の変化があった場合、利用者又は家族は速やかに従業者に連絡すること。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品を利用する際には、従業者の指示に従うこと。

第10条 緊急時における対応方法

- 1 従業者は、訪問リハビリテーション中に利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、速やか医師に連絡し、適切な措置を行うこととする。医師の連絡が困難な場合も、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 従業者は、前項の措置を講じた場合は、速やかに管理者及医師に報告しなければならない。

第11条 事故発生時の対応

- 1 従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに医師に連絡し適切な措置を構ずるとともに、管理者の指示に従い、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者、京都市・府等に報告を行わなければならない。
- 2 従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、生じた事故の原因を解明し、再発防止に努める。

第12条 非常災害対策

- 1 事業所及び従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難・誘導等の措置をとらなければならない。
- 2 従業者は、非常災害等を事業所内や訪問時に発見又はその危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 3 台風接近・地震・水害時その他必要な災害防止対策についてについて、別に定める対応基準にしたがって適切に対応を行う。

第13条 居宅介護支援事業者との連携と利益給与の禁止

- 1 訪問リハビリテーション実施に際し、居宅介護支援事業者等と連携し、以下の場合には必要な情報提供を行う。
 - イ. 利用者及びその家族がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

- ロ. 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - 1) 第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で訪問に対応できない場合
 - 2) 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - 3) その他正当な理由により、受け入れられないと管理者が判断した場合
- 2 前項 ロ 2) 及び 3) の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)に通知することとする。
- 3 事業者及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第14条 秘密保持

- 1 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約内容とする。

第15条 個人情報の取り扱い

- 1 事業者は、個人情報保護法を遵守し、利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、別に定める規定に従い、誠実に対応すること。
- 2 事業者は、あらかじめ文書で同意を得てから、利用者及び家族の個人情報を用いること。

第16条 苦情処理

管理者は、提供した訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

第17条 損害賠償

事業者は、事業により発生する事故を防止するため不断の努力を行うとともに、万が一賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。万一の事故に備え賠償責任保険に加入する。

第18条 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第19条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第21条 就業環境の確保

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場や就業場所において行われる性的な言動又は優越的關係

を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第22条 その他運営に関する重要事項

- 1 本事業の社会的使命を充分認識し、従業員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程の概要について、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 訪問リハビリテーション計画・サービス提供記録及び事故発生時の記録・苦情処理に関する記録等については、整備の上、完結してから5年間保存する。
- 4 京都府及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会からの求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、指導・助言に従って必要な改善を行い、その内容を京都市に報告する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益社団法人信和会が定めるものとする。

(付 則)

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

改定年月日	内容
2024/3/1	改定(第18条～第21条の追加、営業時間の変更)